

令和7年度「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト）」に係る事務事業を実施する者の公募についての説明書

令和6年12月20日

国土交通省総合政策局地域交通課

国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課

国土交通省物流・自動車局旅客課

※本公募は、補助金の公募・支払い等の執行実務を担う補助金執行団体を公募するものです。

国土交通省では、令和6年度「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト）」を実施する補助事業者（事務事業者）を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、国土交通省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、国土交通省から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 国土交通省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられ

ている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)

- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること)しようとする時は、事前に処分内容等について国土交通大臣の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」(以下、「全面展開プロジェクト」)は、地方創生の柱である交通サービスの維持向上を目的として「交通空白」の課題がある地域において、公共ライドシェア・日本版ライドシェア、AI オンデマンド乗合タクシー等を導入する事業(「『交通空白』解消緊急対策事業」、交通を地域のくらしと一体として捉え、その維持・活性化を目的として地域における複数の関係者の「共創」(連携・協働)による取組や「共創」を支える仕組みを構築する事業(「共創モデル実証運行事業」)、モビリティ人材の育成に関する仕組みの構築や運営を行う事業(「モビリティ人材育成事業」)、MaaS の普及に取り組む事業(「日本版 MaaS 推進・支援事業」)に要する経費等を支援し、全国各地の「交通空白」の解消や、各地の「様々な分野の「共創」によるくらしのための交通の創出や持続を図る補助事業です。

本事業は、全面展開プロジェクトの補助金の交付等に係る事務を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、両補助事業の円滑な実施を図ることを目的とします。

1-2. 事業スキーム

国 土 交 通 省

(申請) ↑ ↓ (補助)

補助事業者(事務事業者)

※本公募の対象

(申請) ↑ ↓ (補助)

間 接 補 助 事 業 者

※ その他、事務事業者から補助を行う事業には含まれないものとして調査・評価事業があります。

1-3. 補助事業者が実施する事業の内容

(1) 全面展開プロジェクトにおける間接補助事業者の公募に係る業務

間接補助事業者を対象とした公募に必要な業務を行います。なお、「地域公共交通計画」の実質化に取り組む自治体の公募に必要な業務を含みます。

【具体例】

- ・HP の作成や説明会開催等による間接補助事業公募開始時の周知・PR
- ・応募を受け付けるためのシステム構築
- ・間接補助事業者による応募書類作成時の相談・問合せ対応 等

(2) 全面展開プロジェクトにおける補助金交付に係る業務

間接補助事業に対して、交付申請の受付・交付決定など補助金交付に係る業務を行います。

【具体例】

- ・採択事業審査の実施補助(事業公募内容とりまとめ、委員会・検討会等の開催事務 等)
- ・間接補助事業者による補助金交付申請の受付・問合せ対応
- ・補助金交付申請内容の審査
- ・補助金交付決定の通知 等

(3) 補助金執行状況の管理、支払いの実施

間接補助事業者が実施する事業について、適切な管理・監督を行うとともに、国土交通省に対する定期・不定期の報告を行います。

日本版 MaaS 推進・支援事業については、間接補助事業者が実施する事業について、事業者と伴走して事業内容の進捗管理やフォローアップ、国土交通省が主催する有識者会議の運営(1 回程度)等を行います。また、日本版 MaaS 推進・支援事業と連携して推進される補助事業(国土交通省の指定するものに限る。)について、両事業の連携を促進するための調査を行います。

【具体例】

- ・補助事業の進捗管理やフォローアップの実施
- ・有識者アドバイザリー会議に係る資料作成・運営・取りまとめ
- ・日本版 MaaS 推進・支援事業(観光促進型)の実施状況の調査 等

(4) 「交通空白」の現状調査

潜在的な補助金活用の可能性等を把握するため、全国の「交通空白」の現状について調査を実施します。

- ・自治体に対するアンケート調査の実施及び集計
- ・集計結果に基づく地図の作成 等

(5) 全面展開プロジェクトの補助事業における効果測定及び事例のモデル化

全面展開プロジェクトを活用して実施する事業について、事業の効果や課題を分析する業務を行います。

【具体例】

- ・ヒアリング、アンケート、現地調査等による横断的な調査分析・検討
- ・収益・費用など補助事業のビジネスモデルや地域に及ぼす効果に関する調査
- ・地域区分(人口等)に応じた事例の類型化 等

(6) 地域交通における先進事例の普及業務

(4)で調査する全面展開プロジェクトの事業をはじめとして、他の先進事例を含めて、他地域への普及を図るためのツールを整備する業務を行います。

【具体例】

- ・地域交通に関する先進事例を横断的に検索できる事例集(HP)の作成

- ・ヒアリング、アンケート、現地調査等による横断的な調査分析・検討
- ・事例集に掲載するコンテンツ(カタログ等)の作成 等

(7) 過年度に実施した補助事業に係る事務

国土交通省の指定する過年度に実施した補助事業に係る交付申請書類を引き継ぎ、進捗状況の確認や取得財産の処分承認報告等の手続きを行います。

1－4. 事業期間 交付決定日～令和8年3月31日

【2. 補助金交付の要件】

2-1. 採択予定件数

1件

2-2. 補助率及び補助額

補助率 : 定額

補助上限額 : 9,500,000 千円

※事務経費は、670,000 千円を限度とする。

※最終的な実施内容、交付決定額については、国土交通省と調整した上で決定することとする。

【3. 応募手続き】

3-1. 応募資格

次の要件を満たす民間事業者等とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出してください(ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません)。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、能力、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 国が本事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- ⑤ 本事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。
- ⑥ 本事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を、必要な期間保存できること。
- ⑦ 応募事業者等の経営者又は役員が、暴力団等の反社会的勢力でなく、反社会勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている場合も対象外とする。
- ⑧ 法令順守上の問題を抱えていないこと。
- ⑨ 国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

3-2. 公募期間

令和6年12月20日(金)～令和7年1月22日(水)17時【必着】

3-3. 応募書類

- ・申請書(様式1) : 1部
- ・提案書(様式2) : 1部
- ・採択審査を行う上での必要書類 : 1部(会社概要・パンフレット、直近の財務諸表等)

※応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。なお、応募書類は返却いたしません。

※機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

※提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、採択取消となることがあります。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。期限に余裕をもって送付ください。

3-4. 応募書類の提出先

応募書類は、【10. 問い合わせ先】に電子メールによりご提出ください。

※郵送及び持参によるご提出は受け付けません。

※資料に不備がある場合は審査対象となりませんので、要領等を熟読のうえ、ご提出ください。

※件名は「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト)申請書」としてください。

【4. 審査・採択】

4-1. 審査方法

審査は、原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング等を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

4-2. 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 「3-1. 応募資格」の内容を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④ 提案内容について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 事業の実施方法、実施スケジュール等が現実的か。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ 本事業を複数事業者で実施する場合、他事業者との連携が円滑に遂行できる体制をとっているか。
- ⑧ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑨ 本事業の関連分野に関する専門的知見を有しているか。
- ⑩ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

4-3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、国土交通省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

【5. 実施体制の把握】

事業の実施体制を確認する必要があるため、交付申請時及び事業完了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、補助事業の一部を第三者に委託・外注している場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、契約金額、契約内容（業務の範囲）を記述した実施体制資料を添付してください。当該資料は、交付決定時及び確定検査の際に確認する資料とします。第三者の委託・外注先からさらに委託・外注をしている場合（再委託・再外注を行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る。）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記載は不要）。

その他、補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について国土交通省との調整を経て決定することとします。

＜実施体制資料の記載例＞

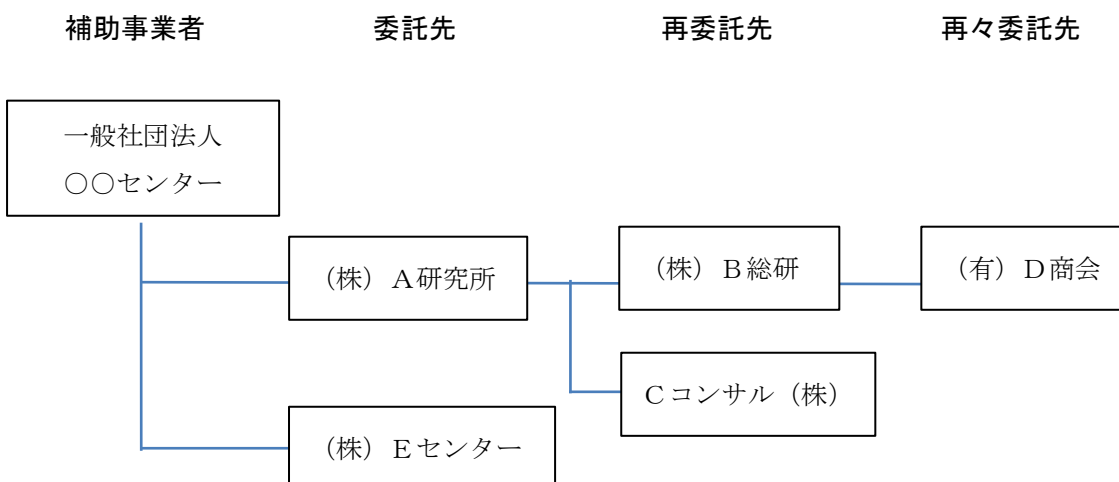
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに、実施体制図も併せて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、契約金額、契約内容が分かる資料であれば、様式は問いません。

実施体制（税込み100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	契約内容（業務の範囲）
（株）A 研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※円単位で表記。	※できる限り詳細に記載すること。
（株）B 総研	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
C コンサル（株）	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
（有）D 商会	再々委託先（（株）B総研の委託先）	上記記載例参照	記載不要（※）	上記記載例参照
（株）E センター	委託先	東京都××区・・・	※円単位で表記。	※できる限り詳細に記載すること。

（※）（有）D商会については、補助事業者からみると再々委託先になるので契約金額の記載は不要。

実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



【6. 補助対象経費の計上】

6-1. 補助対象経費の区分

補助対象経費の 区分	内容	補助率・補助上限額
「交通空白」解消 緊急対策事業 (間接補助事業)	「交通空白」の課題があると自治体が判断した地域において、公共ライドシェア・日本版ライドシェアや AI デマンド、乗合タクシー等の「交通空白」の解消に向けたサービスを実施するための仕組み構築を支援する事業として、当該サービスの提供を新たに開始するに当たって要する以下の経費(立上経費) イ 事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等 ロ サービス提供のために必要となる車両の購入・改造、配車アプリ等のシステム開発、運転者募集等に要する経費 ハ 実証事業に要する経費	2/3(ただし、当該補助対象経費が500万円以下(※)の部分については定額、複数市町村が共同してサービスを実施する場合においては、イに係る部分は500万円を超える場合にあっては定額(上限:1億円))
共創モデル 実証運行事業 (間接補助事業)	①. 地方公共団体と交通事業者の連携(官民共創) ②. 交通事業者間での連携(事業者間共創) ③. 交通事業者等と分野の垣根を超えた多様な関係者の連携(他分野共創) 上記で示す事業及び「共創」を支える仕組みの構築を支援する事業を実施する際の、基礎データの収集・分析経費、協議会の開催経費、システム構築費、車両の購入・改造経費、実証運行に要する経費の一部を助成する事業に要する経費	2/3(ただし、人口10万人未満の自治体については、当該補助対象経費が500万円以下の部分については定額、三大都市圏の政令指定都市については、1/3)(上限:1億円)
モビリティ人材 育成事業 (間接補助事業)	広域的に連携して、モビリティ人材(地域交通と他分野の連携を推進するコーディネート人材、地域交通のマネジメント人材、デジタル活用等により地域交通を支援する人材等)の育成に関する仕組みの構築・運営に要する経費を助成する事業に要する経費	定額(上限:3,000万円)
日本版 MaaS 推進・支援事業 (間接補助事業)	「複数の交通事業者の連携・協働により、多種多様な交通サービスを「一つのサービス」として利用可能とすることで、マルチモーダルかつシームレスな移動体験を提供するサービス」である MaaS(Mobility as a Service)を推進する際の、システム構築費、ハードウェア整備に要する経費、利用促進費、実証運行に要する経費等の一部を助成する事業に要する経費	2/3(ただし、人口10万人未満の自治体については、当該補助対象経費が500万円以下の部分については定額、三大都市圏の政令指定都市については、1/2)(上限:1億円)
事務経費	上記事業の実施にあたり間接補助事業者が作成する共創	定額(上限:67,000万)

(直接補助事業)	事業計画等の作成に関する相談支援、共創事業計画等に基づき実施される事業に対する補助金による助成並びにその進捗状況のフォローアップや事例の周知・PRを行うための現地取材等に要する経費やホームページの更新・作成に要する経費	円)
	労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費(「交通空白」解消緊急対策事業の実施における有識者・専門家等の招聘費用を含む)、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱、水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金(「交通空白」解消緊急対策事業の実施における有識者・専門家等の招聘費用を含む)、広告費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの(公租公課等)	

※ その他、事務事業者から補助を行う事業には含まれないものとして調査・評価事業があります。

6-2. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

※ 消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更等により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意してください。

【7. 交付決定】

採択された申請者が、国土交通大臣に補助金交付申請書を提出し、それに対して国土交通大臣が交付決定及び交付決定を通知した後、事業開始となります(補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません)。なお、採択決定後から交付決定までの間の協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【8. 補助金の支払い】

8-1. 支払い時期

補助金の支払いは、基本、事業完了後の精算払となります。

※交付決定後、事業完了前の支払い(概算払)を希望する場合は、財務省の承認を受ければ可能です。
資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払を希望する場合は、担当者にご相談ください。

8-2. 補助金の額の確定方法

事業完了後、事業者が提出する実績報告書に基づき、必要に応じ現地調査を行い、補助金の額を確定します。

補助金の額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容について厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

【9. その他注意点】

- ① 補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、補助金交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、交付決定後、補助事業を開始される際に国土交通省と調整した上で決定することとします。
- ② 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ③ 補助事業終了後において間接補助事業者に係る手続き（各種報告、財産処分承認申請等）が発生する場合には、補助事業者（執行団体等）の責任及び負担により実施することになります。
- ④ 間接補助事業者における補助対象経費計上の消費税の除外については、「6－2. 補助対象経費からの消費税額の除外」の記載と同様に行ってください。
- ⑤ 補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。

【10. 問い合わせ先】

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2－1－3

国土交通省総合政策局地域交通課

「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト）」担当

E-mail: hqt-chiikikoutsu-hourei@gxb.mlit.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト）」としてください。

他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。